

神奈川県還暦軟式野球連盟規約施行規則

(総則)

第1条 神奈川県還暦軟式野球連盟規約（以下「規約」という。）に基づき施行規則を定める。（目的の確認）

第2条 規約第2条に基づき本連盟が主催する各種大会は、その目的に従い健康を損なうような大会運営をしてはならない。

(会員)

第3条 会員は、団体会員及び個人会員とするが、団体会員とは、チーム（代表者以下チーム構成員）をいい、個人会員とは、チーム構成員一人ひとりを用いる。また、個人会員にはチームに所属しない役員等を含むものとする。

この場合の団体会員のチーム所在地は、チーム代表者の所在地をもって充てる。

2 チームに所属しない役員等とは、登録チームの構成員でない執行役員、名誉会長、顧問及び参与を用いる。

(入会書類)

第4条 入会登録に必要な書類の様式は、本連盟が定めた所定のものとする。

- (1) 氏名、生年月日を記載したチーム名簿
- (2) 生年月日を証明する書類（運転免許証、パスポート、健康保険証などの写し）
- (3) チーム代表者、理事、連絡責任者名簿

2 これらの書類は本連盟の目的以外には利用しない。

(登録・移籍)

第5条 登録会員は、大会中の移籍はできないが、大会終了後、次の大会開催前の追加登録締切り前までに、両チーム代表者連名による移籍承諾書を提出した場合は、これを認めることとする。

2 追加登録については、本連盟大会の適用に限り、随時追加登録を認めるものとする。

(役員協議権)

第6条 各役員職務と権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、事務局長(本部)、会計、監事は原則として、理事会における表決権は持たない。補充理事を選出した常任理事もまた同じ。
- (2) 理事が規約第9条に規定された役員に選出された場合、所属のチームから新たに理事を選任することができる。この場合、前者は表決権を失う。
- (3) 上記の規定は、理事会における表決権の平等を期すため、表決権の総数は登録チーム数と同数でなければならない。

(派遣理事)

第7条 関東還暦軟式野球連盟並びに全日本還暦軟式野球連盟等への派遣理事は、規約第9条に規定する役員から会長が任命したものとする。

(主催大会)

第8条 本連盟が主催する部別大会は、次のとおりとする。

- (1) 主催大会は、原則として、春季・秋季の2回とする。
- (2) 大会に関する規定は、別に定める大会開催要項及び大会運営細則によるものとする。

(後援及び共催大会)

第9条 本連盟は、関係各団体の主催する各種大会を共催開催、後援及び協賛することができる。

(補則)

第10条 本施行規則各条項中、必要に応じて本連盟規約第25条を準用するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 3 月 7 日から規約改訂に伴い制定施行する。
- 2 この規則は、平成 22 年 11 月 28 日から改訂施行する。
- 3 この規則は、平成 23 年 4 月 17 日から修正施行する。
- 4 この規則は、平成 24 年 3 月 11 日から改定施行する。
- 5 この規則は、平成 30 年 12 月 2 日から改定施行する。
- 6 この規則は、令和元年 12 月 1 日から改訂施行する。
- 7 この規則は、令和 2 年 12 月 6 日から改定施行する。